

労基署による時間外労働への指導見直しについて

厚労省は、時間外労働等に係る監督指導について見直すことを公表しました。

これまで

月45時間を超える残業を可能とする特別条項を結んでいたとしても、45時間以内に抑えるよう、一律に指導が行われてきました。

法律上は適正であるにも関わらず指導を受けることは企業からは厳しいとの声もあり、自民党より見直しが提言されました。

今後

協定で定めた、健康及び福祉を確保するための措置の実施状況を重点的に確認し、必要があれば指導を行うとのことでした。

注意点

今回の見直しは、長時間労働を容認するという意味ではありません。通常時とは大きく異なる繁忙期など、特別な事情がある場合のみ適用されるという位置づけは何ら変わりません。

これまで、残業時間数を中心に確認されてきましたが、実施方法がより細かく確認される方針へととなりました。

状況次第では、これまでより厳くなる可能性もあるのではないかと考えられます。

協定が形骸化していないか、今一度ご確認ください。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。

〒631-0076

奈良市富雄北3-20-33-306

(有)ムシマル労務サービス

マツムラ社労士事務所

TEL 0742-47-5222

FAX 0742-47-5527

<http://www.musimaru.com/>

E-mail: musimaru@kcn.ne.jp